

第一百三十二号議案 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法  
に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

標記の修正案を別紙のとおり地方自治法第一百十五条の三及び仙台市議会会議規則第  
六条の規定により提出します。

令和七年十二月十六日

発議者

議員 花木 則彰

伊藤 ゆうた

ふるくぼ 和子

高見 のり子

すげの 伊子

吉田 高村 直子

吉田 こう

仙台市議会議長  
野田譲様

第一百三十二号議案 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

第一百三十二号議案 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第一条及び第二条中「第六条第二項及び」を削る。